

本章では、地域の国際活動の主体である府民、民間国際活動団体、教育機関、大学・研究機関、企業、市町村と協力しながら、第1部の基本プランにおいて設定した、

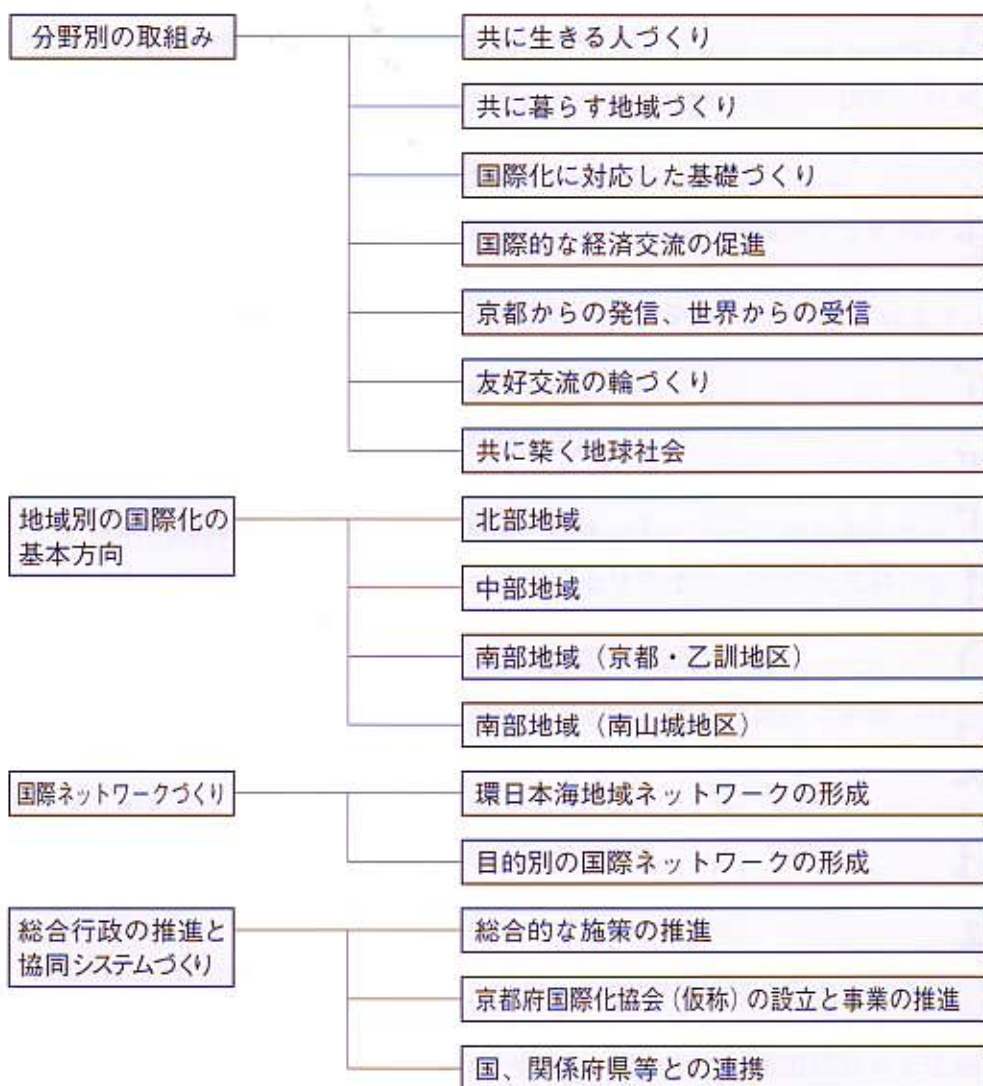
- ① 府民の国際理解と民間国際活動の促進
- ② 世界に開かれた地域社会づくり
- ③ 国際活動の基盤づくりと地域の活性化
- ④ 多様な文化の交流と創造
- ⑤ 地域間のネットワークづくり
- ⑥ 地球社会の一員としての京都府と府民

という6つの「京都府の国際化の目標と基本方向」を実現するために、京都府が今後推進していく施策の方向について

- ① 国際化に関する分野別の取組み
- ② 地域整備構想と関連した国際化の基本方向
- ③ 京都府と海外とのネットワークづくり
- ④ 多様な活動主体と連携して国際化を進めるための協同システムづくりに分けて明らかにしています。

なお、ここに示された推進プランは、京都府において設立を予定している京都府国際化協会（仮称）と連携・分担して実施していくものでもあります。

●京都府の取組み



第1節 分野別の取組み

1 共に生きる 人づくり

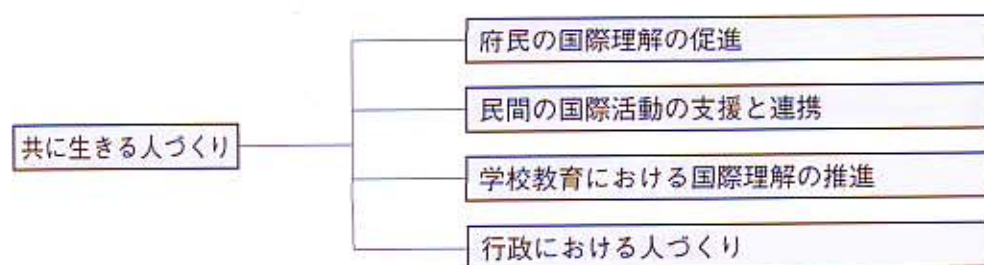
今日、政治・経済面での相互依存・相互浸透関係が深まり、移動・輸送手段や通信手段の飛躍的な発展により、企業の活動が国際的に展開され、海外に出かける人もますます増加し、地方公共団体、民間国際活動団体、教育機関、大学・研究機関、個人が、文化・スポーツ、学術・研究、教育、国際協力など様々な分野で、海外と活発に交流を行うようになってきています。

一方、観光や国際会議、留学、就労など様々な目的で京都府を訪れ、あるいは京都府に暮らす外国人も増加し、府民が日常的に外国人と接する機会が増えてきました。また外国人登録者の8割は、京都府に生活の本拠を持つ韓国・朝鮮の人々となっています。

こうした中で、府民一人ひとりが、地域社会において異なる文化や言葉を持つ人たちと日常的にどう付き合い、共に生きていく地球市民としての意識をいかに育てていくかということが大切な課題となっています。

また、人間は異なる文化や考え方に触れ、それを理解することを通じて、未知のものを知る喜びを体験するとともに、自分自身のアイデンティティを確立し、成長していくことができます。国籍や文化の異なる人々と相互に理解を深め、協力し合う国際活動の本来の意味もこの点にあるといえます。

このため、府民の国際理解を促進し、民間国際活動の支援や学校での国際理解教育の充実を図ることによって、異なった文化や考え方を持つ人々と共に生きる人づくりを進めていきます。



(1) 府民の国際理解の促進

府民の国際理解を深めるため、外国語や海外の文化、国際問題、外国籍府民の問題等に関する講座やシンポジウムを開催するとともに、市町村や民間団体の実施する国際交流事業に京都府名誉友好大使や国際交流員の派遣を行うなど、府民が参加しやすい国際理解の機会をつくっていきます。また、パソコン通信を使った情報システムにより、海外の事情や国際活動に関する身近な情報を提供します。

更に、生涯学習施設の整備を促進し、生涯学習における国際理解のためのプログラムの充実を図ります。

(2) 民間の国際活動の支援と連携

京都府国際化協会（仮称）を核として民間国際活動団体等とのネットワークをつくり、様々な団体・グループへの情報や活動場所の提供などの支援を行うとともに、連携・共同した取組みを進めていきます。

また、ホームステイや通訳・日本語指導等のボランティアバンクを設け、府民が身近に国際活動に参加できるようにするとともに、市町村や民間国際活動団体などが行う活動を積極的に支援していきます。

更に、留学生支援や友好交流先との交流など府民参加の活動を促進し、セミナーや海外研修などを通じて民間国際活動の核となる人材の育成を図ります。

(3) 学校教育における国際理解の推進

児童生徒が京都や日本の文化について理解を深める機会を充実するとともに、国際的視野を持った人権尊重の教育を推進し、異なる文化や生活習慣を持つ児童生徒が、お互いの文化や伝統を理解し、尊重し合えるように努めます。

更に、児童生徒の国際理解を深め、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を積極的に活用して外国語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、高等学校における国際関係コース等の設置を進めます。

また、海外の学校との姉妹校提携や海外派遣研修事業の実施、生徒の発達段階を踏まえた留学に関する適切な情報の提供などにより、世界の青少年との交流を促進していきます。

教職員については、国際理解教育に関する指導力を向上させるための研修や外国語研修の充実を図ります。

(4) 行政における人づくり

行政を担当する職員が、異なる文化と共生する心を育み、また民間レベルの国際活動を支援していけるよう、各種の研修機会の充実や海外駐在員事務所・（財）自治体国際化協会海外事務所等への長期派遣などを通じて、国際理解・人権意識の醸成と外国語コミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国籍府民の職員への採用など開かれた組織づくりに努めていきます。